



税

農業所得の収支計算について(その4)

農業所得の

収支内訳表の

作成について

広報まさき8、9、10月号で、農業所得を計算するうえで必要な収入金額、必要経費について説明してきましたが、来月には、いよいよそれらを基に集計していただく時期となります。

集計には、集計表を特にお持ちでない場合でも、皆さんがわかりやすいものであればどういったものに集計していただいても結構です。

集計にあたり、これまでの記事と重複するところもあるかとは思いますが、注意点をもう一度整理しておきましょう。

収入金額

◎ 自家保有、自家消費分も

収入金額に計上します。

販売分だけではなく、自家消費あるいは保有しているものについても、収入金額を計算し、計上してください。

必要経費

◎ 農業に関するものだけが

必要経費となります。

日常生活と農業の両方に使用しているもの(例・光熱費など)は、使用時間や使用日数などを基に農業使用割合を計算し、あん分して必要経費に計上します。(全額経費にならないことがありますので、ご注意ください。)

農業所得の収支計算は、決して難しいものではありません。広報まさき8、9、10月号の説明記事などを参考にしながら、皆さんが保管されている資料を集計し、収支内訳書を作成して申告をしていただきたいと思います。

また、確定申告期間中(2月16日～3月15日)に松前町役場申告専用会場にて申告相談をされる場合、収入や経費

の集計をされていないと長時間お待ちすることもありますので、必ず集計をしていただき、収支内訳書についてもできる範囲で作成をされてから申告相談をお願いします。

なお、集計あるいは収支内訳書を作成するにあたり、わからないことなどがありましたら、左記までお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

役場税務課 町民税係

☎985-4110

12月の納税

固定資産税 第3期
国民健康保険税 第6期

口座振替日は

銀行・信金・郵便局 } 12月26日(月)
農協

※農協の引落日は12月のみ25日となりますが、今回は25日が休日のため26日となります。

～税金で くらしひろがる 夢ひろがる～

個人事業者の
皆さんへ

消費税の申告、あなたは大丈夫ですか？

15年
課税売上高
1,200万円16年
課税売上高
1,050万円17年
課税売上高
800万円あつ、私も
申告しないと!平成15年の課税売上高が1,000万円を超えると、
平成17年分の消費税の申告と納税が必要です。

申告・納税の期限は、平成18年3月31日です。

納付税額の計算方法には、みなし仕入率を使う「簡易課税」もあります。新たな課税事業者の方が「簡易課税」を選択する場合、平成17年12月31日までに届出書の提出が必要です。

消費税の納税には「安全・確実・便利」な振替納税のご利用を

※ 詳しくは松山税務署 ☎941-9121までご相談ください。